

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 10 月 27 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 7 年 10 月 29 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける 土地の所在する市町	賃借権の設定等 を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
岡崎市（権利設定）	31 者	福岡町字南蓮台 59 番 1 ほか 170 筆
岡崎市（権利移転）	2 者	合歓木町字土佐 220 番ほか 9 筆
碧南市（権利設定）	15 者	江口町 2 丁目 72 番ほか 55 筆
刈谷市（権利設定）	2 者	一里山町中本山 149 番ほか 1 筆
安城市（権利設定）	32 者	東端町東稲場 55 番ほか 119 筆
西尾市（権利設定）	10 者	吉良町荻原上丁田 7 番ほか 57 筆
高浜市（権利設定）	7 者	向山町二丁目 5 番 16 ほか 20 筆